

議第79号

京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和2年9月23日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は本市の職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）（以下「市長等」という。）の本市に対する損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等は、本市に対して損害賠償責任を負う額のうち当該額から次条に定める額を控除して得た額については、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を免れるものとする。

(最低責任負担額)

第3条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額は、当該市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員又は監

査委員 4

(3) 人事委員会の委員，農業委員会の委員，固定資産評価審査委員会の委員，消防局長又は公営企業管理者 2

(4) 本市の職員（前2号に掲げる者を除く。） 1

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める必要があるの
で提案する。